

「紀陽後見制度支援預金」商品概要説明書

(2019年12月9日現在)

1	商品名	・紀陽後見制度支援預金
2	販売対象	・後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人で、和歌山家庭裁判所・大阪家庭裁判所・奈良家庭裁判所のいずれかの裁判所より、後見制度支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方
3	対象預金	・普通預金、決済用預金(総合口座は不可)
4	期間	・定めません
5	口座開設方法	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき開設します ※預金者1名につき当行本支店1店舗のみの開設となります
6	預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づきお預入れいたします ※お預入れの都度、「指示書」の提出が必要となります ・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」記載の金額 ・預入金額に制限はありません(1円以上) ・1円単位
7	払戻方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき払戻しいたします ※払戻しの都度、「指示書」の提出が必要となります ・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」記載の金額
8	利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・普通預金の毎日の店頭表示利率を適用します ・毎年2月と8月の各第2日曜日の翌営業日付でおこない、利息を元金に組み入れます ・毎日の最終残高について、1年を365日とする日割計算を行います ・付利単位:100円 ・付利最低残高:1,000円 ※但し、決済用預金口座をご利用の場合、利息はつきません
9	手数料	・口座開設手数料 11,000円(税込)(初回のみ) ・口座管理手数料 3,300円(税込)(年間) ※口座管理手数料は、毎年4月5日(当日が休日の場合、翌営業日)に口座引落としにて徴収いたします ※この口座からお振込をされる場合、別途振込手数料(最大880円(税込))が必要となります ※定額自動送金サービスを利用される場合、送金の都度、管理手数料(110円(税込))および振込手数料(最大660円(税込))が必要となります
10	付加できる特約	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」での指示がある場合に限り、定期的に資金を送金する定額自動送金サービスを申し込むことが可能です
11	税金	・源泉分離課税20%(国税15%、地方税5%) ※2037年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課され20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。

12	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は、以下のサービスはお取り扱いできません ①キャッシュカードの発行 ②ATMでのお取引(お引出しおよびお預入れ) ③紀陽モバイル・インターネットバンキングのご利用 ④公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取口座への指定 ⑤紀陽スマートアプリ「キヨスマ!」のご利用 ⑥通帳レス口座 紀陽スマート通帳「スマ通帳。」のご利用 ⑦マル優(少額貯蓄非課税制度)のご利用 ・口座開設は、東京支店・インターネット支店・マネープラザ・コミュニティプラザではお取り扱いできません ・入出金等は、口座開設店の窓口のみでのお取り扱いとなります ・和歌山家庭裁判所、大阪家庭裁判所、奈良家庭裁判所のいずれかの家庭裁判所の「指示書」に基づくお取り扱いとなります ・各手数料は、将来的に変更となる場合がございます ・預金保険制度の対象預金であり、1金融機関に預金者1人当たり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます ・「指示書」の内容または有効性に疑義があると当行が判断した場合は、お取り扱いできません
----	------------	--

○紀陽銀行への「ご意見」・「苦情」等については

◇お取引店 9:00～17:00 (月～金曜日)銀行窓口休業日をのぞく。
店舗のご案内は紀陽銀行のホームページでご確認ください。
[http : //www.kiyobank.co.jp/atmguidance/index.html](http://www.kiyobank.co.jp/atmguidance/index.html)

◇本 部 9:00～17:00 (月～金曜日)銀行窓口休業日をのぞく。
お客様相談室 073-423-9111(代表)(通話料有料)
「お客様相談室」とお申し付けください。

○全国銀行協会相談室

全国銀行協会相談室は、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、一般社団法人全国銀行協会が運営しています。ご相談・ご照会等は無料です。詳しくは、一般社団法人全国銀行協会のホームページ

([http : //www. zenginkyo. or. jp/adr/](http://www.zenginkyo.or.jp/adr/))をご参照ください。

また、銀行とのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。詳しくは、全国銀行協会相談室にお尋ねください。

◇電話番号

0570-017109 または **03-5252-3772**

◇電話受付時間

9:00～17:00 (銀行窓口休業日をのぞく)

※一般社団法人全国銀行協会は銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。